

平成31年3月22日

事業者の皆様

京都市上下水道局
〔総務部契約会計課〕
〔技術監理室監理課〕

適正な施工管理等の徹底について

今年度、国や地方自治体の発注する公共工事等において、入札参加資格に係る虚偽申請や、受注後における指定とは異なる施工（指定材料と異なる材料の使用等）、また、これらに伴う書類の偽造など重大な不正事案が発生しております。

本市工事等を受注される事業者の皆様におかれましては、適正な申請や施工、関係書類の作成等を行っていただいているものと存じますが、不適正な処理を行った場合には、違約金や損害賠償金の支払いを求められることや、参加停止措置はもとより行政処分や刑事罰を科されることもありますので、改めて適正な処理を徹底されますようお願いいたします。

（参考：不適正な処理の事例）

1 入札参加資格等に係る虚偽申請

- ・ 競争入札参加有資格者名簿登録に係る事実と異なる申請
（例 本店所在地が市外であるのに、市内であるとして登録をする等）
- ・ 競争入札参加資格申請に係る事実と異なる申請
（例 企業や技術者の施工実績や経歴等に虚偽の内容を記載する等）

2 施工時の不適正な施工、虚偽申請、虚偽報告等

- ・ 発注内容とは異なる内容による施工
（例 指定と異なる材料の使用や指定と異なる内容の施工等）
- ・ 施工内容とは異なる報告書や関係書類の作成
（例 使用材料や施工内容、配置した人員等についての虚偽書類の作成、報告等）

3 その他

- ・ 工事实績システム（コリンズ）への事実と異なる登録等
（例 施工していない工事や従事していない技術者のコリンズへの登録等）

※ なお、京都市上下水道局発注工事に係るコリンズへの登録に当たっては、登録内容が、コリンズ登録システムから直接、京都市上下水道局に電子メールで送付されるように徹底すること。